

## 沼田市公益通報の取扱いに関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、法に基づく公益通報及びその他の法令違反行為等に関する通報を適切に処理するために必要な事項を定めることにより、通報者の保護を図るとともに、本市の行政運営における適正かつ公正な執行の確保及び事業者の法令遵守の推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市職員 次に掲げる者をいう。

ア 本市の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員

イ 本市の地方公務員法第3条第3項第3号に規定する臨時又は非常勤の職員

ウ ア又はイであった者で、内部通報の日前1年以内に退職したもの

(2) 市職員等 前号に規定する市職員のほか、次に掲げる者をいう。

ア 本市から事務又は事業を受託し、又は請け負った事業者並びにその役員及び従業員

イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の役員、従業員、代理人その他の者で、本市事務事業に従事するもの

ウ 本市を役務の提供先とする労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者

エ アからウまでのいずれかであった者で、内部通報の日前1年以内に退職したもの

(3) 内部通報 市職員等が知り得た法令違反行為等に関して行われる不正の是正又は再発防止のための通報をいう。

(4) 外部通報 法第2条第1項に規定する公益通報を市に行うことをいう。

(5) 通報者 内部通報又は外部通報を行う者をいう。

(6) 法令違反行為等 次に掲げる行為をいう。

ア 法令（本市に適用される条例、規則その他の規程を含む。）に違反する行為（違

反するおそれのある行為を含む。)

イ 公益に反する行為又は公正な職務を損なう行為（損なうおそれのある行為を含む。）

（市職員等の内部通報）

第3条 市職員等は、内部通報を行うときは、内部通報書（別記様式第1号）に必要事項を記入の上、書面（電子メールを含む。）により行うものとする。ただし、電話、面談等により、必要事項が確認できる場合は、この限りでない。

2 内部通報を行う市職員等（以下「内部通報者」という。）は、確実な事実、資料等に基づき、誠実に当該内部通報を行うよう努めなければならない。

3 内部通報者は、原則として、その氏名を明らかにするものとする。ただし、匿名を希望する場合は、この限りでない。

（内部通報者の保護）

第4条 内部通報を行った市職員等は、当該内部通報を行ったことを理由に、人事、給与その他の勤務上の取扱いについて、いかなる不利益も受けないものとする。

2 市長は、通報者が内部通報を行ったことにより不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると認めるときは、遅滞なく改善又は防止のための必要な措置を講じなければならない。

3 管理又は監督の地位にある市職員は、通報者が内部通報を行ったことにより職場の環境が悪化することのないよう所属職員の行動に対し、適切に指導監督をしなければならない。

4 市長は、市職員等（市職員を除く。）の通報者が内部通報を行ったことを理由として、その労務提供先の事業者から懲戒処分その他の不利益な取扱いを受けたと認められるときは、当該不利益な取扱いについて改善措置を求めることができる。

（内部通報窓口）

第5条 市職員等からの内部通報を受け付けるため、総務部総務課（以下「総務課」という。）に内部通報窓口を設置する。

2 総務課に属する職員のうちから総務部長が指名した職員は、公益通報対応業務従事者として内部通報を受け付けるものとする。

（内部通報調査委員会）

第6条 本市に対する内部通報について調査し、必要に応じ是正措置等を検討するため、

内部通報調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者とする。

(1) 副市長

(2) 総務部長

(3) 調査等をする内部通報に関係する部長及び課長

3 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、総務部長がその職務を代理する。

5 第2項の規定にかかわらず、通報された法令違反行為等の関係者は、委員からは除くものとする。

6 委員会は、調査の結果、法令違反行為等があると認めるときは、速やかに、市長に調査結果を報告するものとする。

7 委員会は、非公開とする。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(内部通報の是正措置等)

第8条 市長は、第6条第6項の報告を受けたときは、是正権限を有する部署に対し是正措置及び再発防止策をとるよう要求するなどの必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、その旨を遅滞なく通報者に通知するものとする。ただし、匿名による通報の場合又は通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の措置を講じた後、当該措置が適切に機能しているかを確認し、機能していない場合は、改めて是正に必要な措置を講じなければならない。

(外部通報)

第9条 外部通報を行うときは、外部通報書（別記様式第2号）に必要事項を記入の上、書面（電子メールを含む。）により行うものとする。ただし、電話、面談等により、必要事項が確認できる場合は、この限りでない。

(外部通報窓口)

第10条 外部通報を受け付けるため、総務部秘書課（以下「秘書課」という。）に外部通報窓口を設置する。

- 2 秘書課その他当該外部通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する部署（以下「処分等担当課」という。）は、外部通報に対応する職員を必要最小限とするように努め、通報者の秘密を保持するために必要な対策を講じるものとする。
- 3 外部通報を受理した場合は、当該外部通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意した上で、処分等担当課の長に対し、必要な調査を行うよう依頼するものとする。
- 4 市が処分又は勧告等を行う権限を有しない事実について、外部通報が行われたときは、処分等担当課は当該通報者に対し、当該外部通報の事実について処分又は勧告等を行う権限を有する行政機関を教示するものとする。

（調査の実施）

第11条 外部通報に関する調査は、処分等担当課が行う。

- 2 処分等担当課は、通報事実について、問題点の整理を行い、調査方針を定めるものとする。
- 3 第1項の調査は、通報者の秘密を守るため、当該通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。

（外部通報の是正措置等）

第12条 処分等担当課は、調査の結果、外部通報と認められる事実があるときは、速やかに法令に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。

- 2 処分等担当課は、前項の措置を講じたときは、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報者に対し、遅滞なくその内容を通知するとともに、外部通報窓口に報告するものとする。ただし、当該通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

内 部 通 報 書

年 月 日

沼田市長 様

通報者 氏名

所属

連絡先

匿名を希望する場合

理由（ ）

沼田市公益通報の取扱いに関する要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり通報します。

記

発 生 日 時	年 月 日 時 分
発 生 場 所	
法令違反行為等の内容（できるだけ具体的に記入してください。）	どのような内容：  内容を知った経緯：  対象となる法令違反等：  特記事項：
法令違反行為等の事実に関係する者の所属、職名及び氏名	
証 拠 書 類	<input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 電子データ <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 無
調査結果等通知	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない

様式第2号（第9条関係）

外部通報書

年 月 日

沼田市長 様

通報者 氏名

住所

電話番号

Eメールアドレス

希望する連絡方法 電話 Eメール

その他（ ）

沼田市公益通報の取扱いに関する要綱第9条の規定により、下記のとおり通報します。

記

違反事業者		
違反事業者所在地		
通報者と違反事業者との関係	<input type="checkbox"/> 従業員 <input type="checkbox"/> アルバイト・パート <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 派遣労働者 <input type="checkbox"/> 取引先従業員 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
法令違反行為の内容（できるだけ具体的に記入してください。）	日時： 場所： 通報対象事実の内容： 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思われる理由： 通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置が講じられるべきと思われる理由：	
証拠書類	<input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 電子データ <input type="checkbox"/> その他（ ））	<input type="checkbox"/> 無
根拠法令等		
調査結果等通知	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない	